

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2003-232434(P2003-232434A)

【公開日】平成15年8月22日(2003.8.22)

【出願番号】特願2002-30725(P2002-30725)

【国際特許分類第7版】

F 16 H 55/36

F 02 B 67/06

F 16 D 41/06

【F I】

F 16 H 55/36 Z

F 02 B 67/06 E

F 16 D 41/06 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月28日(2004.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

上述の様に構成する本例の場合も、上記蓋板17cを上記ブーリ2aに内嵌する構造を採用する為、前述の図4～5に示した第1例の場合と同様、この蓋板17cを合成樹脂製としても、高速運転時や温度上昇時に、上記ブーリ2aから上記蓋板17cが外れにくくできる。又、本例の場合には、上記鍔部22の側面が上記ブーリ2aの外端面に当接した事を外部から目視する事により、上記係止突条21cが上記係止溝20に確実に係合した事を確認できる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

次に、図14は、前記特開2000-248957号公報に記載された発明に則した構造の第7例を示している。本例の蓋板17eは、塞ぎ板部18と嵌合筒部19とから成る芯材25と、この芯材25の外周面に添設した、ニトリルゴム、アクリルゴム、弗素ゴムの如きゴム製のシール材26とから成る。そして、このシール材26の外周縁部分を、ブーリ2aの内周面外端寄り部分に形成した係止溝20に係合させている。この様に構成する本例の場合、上記シール材26の表面が上記係止溝20の内面に、全周に亘り弾性的に当接して、嵌合面に存在する隙間がほぼ完全になくなる。この為、上記ブーリ2a内への水の進入防止効果をより優れたものにできる。尚、本例の場合、上記芯材25は、合成樹脂製とする他、SPCC等の鋼板製とする事もできる。この様に芯材25を鋼板製とする場合でも、プレス成形によれば、この芯材25を低コストで造れる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0026】**

次に、図15は、前記特開2000-248957号公報に記載された発明に則した構造の第8例を示している。本例の場合、ブーリ2a(図4~12及び図14参照)に内嵌する蓋板17fを、断面L字形で全体を円環状に形成した芯材25aと、ゴム製のシール材26aにより、全体を円輪状に構成している。その他の構成及び作用は、上述の図14に示した第7例と同様である。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0033****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0033】**

上述の様に構成する本例の一方向クラッチ内蔵型ブーリ装置の場合には、ブーリ2aの内径側に設けたローラクラッチ3(図11参照)及びサポート軸受4の内部発熱を、上記通孔28を通じて上記ブーリ2aの外部空間30に放出できる。この為、上記ブーリ2aの内径側部分の温度上昇を抑え、上記ローラクラッチ3及びサポート軸受4を潤滑する潤滑剤の性能を長期間に亘り良好に保持できる。この結果、これらローラクラッチ3及びサポート軸受4の耐久性を十分に確保できる。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】符号の説明****【補正方法】変更****【補正の内容】****【符号の説明】**

- 1 スリーブ
- 2、2a ブーリ
- 3 ローラクラッチ
- 4 サポート軸受
- 5 クラッチ用内輪
- 6 クラッチ用外輪
- 7 ローラ
- 8 クラッチ用保持器
- 9 カム面
- 10 凹部
- 11 外輪軌道
- 12 外輪
- 13 内輪軌道
- 14 内輪
- 15 玉
- 16 シールリング
- 17、17a~17g 蓋板
- 18 塞ぎ板部
- 19 嵌合筒部
- 20 係止溝
- 21a~21d 係止突条
- 22 鎧部
- 23 凹部
- 24 切り欠き
- 25、25a 芯材

2 6 、 2 6 a シール材

2 7 凹溝

2 8 通孔

2 9 内部空間

3 0 外部空間